

一宮市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項後段の規定に基づき別表のとおり告示する。

令和8年4月10日

一宮市長 中野正康

団体名	新代表者の住所	新代表者名	新事務所の所在地
河端町内会	一宮市浅井町河端字郷裏27番地1	伏屋 勝政	
下本郷町内会	一宮市北方町北方字下本郷一60番地2	葛谷 隆忠	
狐塚町内会	一宮市北方町北方字狐塚郷180番地2	花本 雅隆	
大聖町内会	一宮市今伊勢町馬寄字上高見69番地	野村 芳弘	
北町町内会	一宮市奥町字県郭19番地3	岡田 克博	一宮市奥町字県郭19番地3
更屋敷町内会	一宮市今伊勢町馬寄字東更屋敷4番地	坪内 清三郎	
東割田町内会	一宮市木曾川町外割田字宮廻35番地	丹下 秀光	
塩尻町内会	一宮市千秋町塩尻729番地	成瀬 健吾	
吞光寺町内会	一宮市今伊勢町馬寄字吞光寺20番地1	堀田 伸之	一宮市今伊勢町馬寄字吞光寺20番地1
野府北屋敷	一宮市開明字杵東郭24番地	奥田 真稔	